

誰がユダヤ人なのか*

立花 希一

Who is a Jew?

TACHIBANA, Kiichi

Abstract

According to Popper, the open society is one in which individuals enjoy personal choice. The Halacha's matrilineal criterion for deciding who is a Jew, however, is definitely against the open society. According to this criterion, if your mother was Jewish, you are *forever* Jewish, whether you like it or not. Even if you convert to another religion, you remain a Jew. Since it is impossible to choose your mother, you have no personal choice at all in the matter.

In contrast, Mnookin proposes a revolutionary criterion, according to which everyone, whether Jewish by birth or not, should be allowed to choose for themselves whether to be Jewish. A non-Jew could become a Jew simply by choosing to be, while a Jew could choose to stop being a Jew. I claim his criterion completely accords with the open society. Toward a more open society, he suggests

* 西洋における「ユダヤ人とは何か」あるいは「誰がユダヤ人なのか」という問題は、先行する出来事はあるものの主としてフランス革命に伴って生じたユダヤ人解放 (Jewish emancipation) によって、ユダヤ教徒のまま居住国家の市民権を得て、その国の国民となったことから顕著に表面化した近代的な問題である (例えば、フランスやドイツのユダヤ教徒 (ユダヤ人) はそれぞれ、「フランス人」、「ドイツ人」になった)。ユダヤ人解放以前のユダヤ人は、西洋においては、古代ローマ帝国がキリスト教を国教化して以来、キリスト教社会という大きな社会のなかの隔離・閉鎖された下部社会である宗教・民族共同体の構成員として各地で生活してきた。したがって、かれらは自他ともに認める明確な「ユダヤ人・ユダヤ教徒」であった (因みに、「ユダヤ人」と「ユダヤ教徒」を区別しようとする事自体、近代以後の発想である)。Yair Auron, *Israeli Identities Jews and Arabs Facing the Self and the Other*, New York & Oxford: Berghahn Books, 2012, pp. 1-5. (因みにこの本は、イスラエルにおけるアイデンティティ問題の理論的考察と、主として1990年と2008年の調査結果の比較に基づく経験的研究の両面をもっている)。

そこで、本稿の考察対象は近代以後の「ユダヤ人／非ユダヤ人」問題---特にアメリカとイスラエル---に限定する。というのも、アメリカとイスラエルは、両者だけで世界のユダヤ人口 (1500万人) の8割以上を占める二大ユダヤ社会だからである (2018年のイスラエルは655万8100人、アメリカは570万人で、第3位のフランスはわずか45万3000人である)。Sergio Della Pergola, World Jewish Population, 2018, *The American Jewish Year Book*, ed. by Arnold Dashefsky and Ira M. Sheskin, Dordrecht: Springer, Vol. 118, 2018, pp. 361-452. 因みに、アメリカのユダヤ人口は1877年にはわずか25万人だったが、1927年には400万人に増加したという。Robert H. Mnookin, *The Jewish American Paradox: Embracing Choice in a Changing World*, New York: Public Affairs, 2018, p. 140.

a desirable transition from the “*chosen people*” to the “*choosing people*.”

キーワード：アイデンティティ、ハラハ（ユダヤ教宗教法規）の母系性基準、選択の自由、開かれた社会、閉じた社会、選民（選ばれた民）、選ぶ民

Key words: identity, Halacha's matrilineal criterion, freedom of choice, the open society, the closed society, the chosen people, the choosing people

閉じた社会：部族的・集団主義的・呪術的社会

開かれた社会：個人が個人的決定に直面する社会

カール・ポパー、『開かれた社会とその敵』¹

1. はじめに

「あなたは何人（なにじん）ですか」と尋ねられたら、多くの日本人は、おそらく間髪をいれずに、「日本人」と答えるだろう²。国籍を問われていると思うからだ³。海外旅行では必携のパスポートを取得し、海外旅行の最中にその質問を受けたら、なおさらそう答えるだろう⁴。

ところが、例えば、20 世紀に世界を変えた偉大な人物（ビッグ・スリー）としてし

¹ Karl Popper, *The Open Society and Its Enemies*, London: Routledge & Kegan Paul, 1945 (1974, Vol. I, p. 173).

² 実は他にも「秋田人」とか「東北人」、あるいは「アジア人」、「地球人」といった答えもありうるが（これらの答えでも、自分は犬や猫ではなく人間であることが前提されている）。

³ 英語で「国籍」は、nationality あるいは citizenship である。アメリカやフランスでは、それぞれの国籍取得者の nationality (nationalité) と citizenship (citoyenneté) は同一視が可能なので、どちらで尋ねても同じであり、そのひとの背景を尋ねない限り、「アメリカ人」、「フランス人」という答えが返ってくるだろう。ところが、イスラエルでは、nationality と citizenship の二つの概念がまったく異なっており、そのことと「誰がユダヤ人なのか」という問題とが深く関わっているのだ（本稿の主たるテーマの一つである）。

現在の国際社会は、国民国家 (nation-state) を単位として構成されているので、外国に赴く場合には、自分の国籍を示すパスポートが不可欠である。「国際」という言葉自体が英語は、international で、nation が前提されている。歴史を振り返れば、パスポートの類は聖書時代にまで遡るようだが、パスポートなくしては海外旅行が不可能な制度が確立したのは第一次大戦以後のことであり、したがって、この意味でのパスポートは近代の国民（民族）国家成立の産物である。このあたりの様変わりについては、ツヴァイクの「昨日の世界」が興味深い。シュテファン・ツヴァイク、『ツヴァイク全集』19 巻、20 巻、みすず書房、1973 年。

⁴ 例えば、在日韓国人（特別永住者）で、まったく自分が韓国人であることを意識しておらず日本人だと自覚している場合でも、海外旅行する際には、日本のパスポートではなく、韓国のパスポートを所持することになる。その結果、自分が「日本人」ではなく、「韓国人」であることにあらためて気づかされることもある。あるいは逆に、日本に帰化して、日本のパスポートを所持していても、韓国人としての意識を強く残している場合もあるだろう。

ばしば言及されるマルクス（1818-1883年）、フロイト（1856-1939年）、アインシュタイン（1879-1955年）については、どんな常識であるのか私には不明だが、一般常識としては、かれらは「ユダヤ人」だと言われる⁵。しかしながら、「どうしてかれらはユダヤ人なのか」と問われた場合、即答できるだろうか？かれらがユダヤ人だとした場合、その判断基準は一体何だろうか？一義的な基準があるのだろうか？その基準は、市井のごく普通の人間が、ユダヤ人としてあるいは非ユダヤ人として分類される際、つねに有効なのだろうか？実は、21世紀の今日でさえ、ユダヤ人を同定する基準（the criteria for identifying a Jew）は論争的である⁶。

本稿では、このような問いを巡って考察する⁷。まず、ユダヤ人に関する歴史的考察から始めよう。「ユダヤ人」という概念は、2000年以上も遡るきわめて古いものである。

2. ユダヤ人（ユダヤ民族、ユダヤ教徒）の起源

（1）父祖と12部族

いわゆる『旧約聖書』によれば、ユダヤ人の祖先は、半遊牧民の族長アブラハム（前18世紀）を父祖とするヘブライ人である。「ヘブライ人」の語源は定かではないが、自ら「ヘブライ人」と名乗ったのではなく、カナン地の先住民たちが、「川の向こうから渡ってきたよそ者」として、かれらを「ヘブライ人」と呼んだようである（ヘブライ人はヘブライ語では、「イヴリ・イヴリーム」であるが、その語根アイン・ヴェト・レーシュには「渡る」の意味がある）。当時は家父長制で、アブラハムの死後は、息子イサク、次に孫ヤコブが族長となる。ヤコブはイスラエルと改名し、長男ルベンを筆頭に、シメオン、レビ、ユダ、イッサカル、ゼブルン、ガド、ダン、アシェル、ナフタリ、ヨセフ、そして末子ベニヤミンという12人の息子の父となる。かれらはそれぞれ部族の長となり、その名前を冠した12部族が生まれる。聖書によれば、ヤコブ（イスラエル）

⁵ 哲学者に限っても、ユダヤ人と思われる著名な人物として、スピノザ、ソロモン・マイモン、カッシーラー、ヘルマン・コーヘン、マルティン・ブーバー、ヴィトゲンシュタイン、レヴィナス、デリダ、アルフレッド・エイヤー、パトナム、クーン、ポパー、アガシ等々を挙げることができる。かれらはハラハ基準ではユダヤ人であろうが、「ユダヤ人・ユダヤ教徒」なのだろうか。

⁶ Glenn C. Altschuler, Unorthodox Judaism in the U.S., *Jerusalem Post*, April 17, 2019, (<https://www.jpost.com/Magazine//Who-is-a-Jew-576934>).

基準が、単数形の criterion ではなく、criteria と複数形になっていることに注意すべきであろう。後で詳しく考察するように、中世以来のハラハによれば、ユダヤ人とは「ユダヤ人の母親から生まれた子、あるいはユダヤ教への改宗者」であるが、ここですら、実は二つの異なる基準による規定である。

⁷ ここでの考察対象はユダヤ人であるが、「人のふり見てわがふり直せ」のことわざを教訓に、ユダヤ人問題を参考にしながら、先ず各人が「自分とはいったい何者なのか」というアイデンティティの問題を考えるきっかけにさせていただき、さらに日本における国籍、市民権、民族、移民に関する問題への関心を深めていただければ幸いである。

の息子のひとりの名前として登場する「ユダ」⁸がユダヤ人と関連するのは明らかである。

この箇所の記述からわかることは、「ユダ」は元来一個人を表す固有名詞であったが、その後、ユダの子孫からなる特定の部族という集団を表す普通名詞としても用いられるようになったことである。したがって、例えば、ルベン部族やシメオン部族は、ユダ部族（イエフディ[イエフディーム]）ではない。

（2）定住・古代イスラエル国家建設

前 10 世紀 12 部族で構成された古代イスラエル統一王国（サウル、ダビデ、ソロモン）が誕生し、ソロモンは首都エルサレムに神殿を建設する（第一神殿）。紀元前 10 世紀は、「ダビデ・ソロモンの黄金時代」と呼ばれる⁹。

（3）統一王国の分裂、滅亡

ソロモンの死後、前 928 年に統一王国は南北に分裂し、二つの王国（北王国のイスラエルと南王国のユダ）となる。

1) 北王国イスラエル（首都サマリア）

ルベン、シメオン、イッサカル、ゼブルン、ガド、ダン、ナフタリ、アシェル、マナセ（ヨセフの長男）、エフライム（ヨセフの二男）の 10 部族とレビ族¹⁰で構成。前 722 年、アッシリアによって滅亡、他の民族と同化、民族性を喪失する。以後、「失われた 10 部族の謎」という伝説が生まれ、今日に至るまで続いている（日猶同祖論だけではなく、例えば、英猶同祖論もある）。

2) 南王国ユダ（首都エルサレム）

ユダとベニヤミンの 2 部族とレビ族で構成。前 586 年、バビロニアによって滅亡し、バビロニア捕囚となる（前 586-538 年、国家滅亡にあっても、宗教・民族共同体が維持される）。ペルシャのクロス王の勅令によってユダの地に帰還し、総督ゼルバベルと大祭司ヨシュア（イエシュア）の指導の下、神殿が再建（第二神殿）され、祭司エズラによって律法の厳格な遵守および神殿祭儀が再生される。

ここでの記述からわかるのは、「ユダ」が地名・国名の固有名詞として使用されるよ

⁸ ヘブライ語に近い発音では、「ユダ」ではなく、「イエフダ (yehudah)」であろう（英語では、Judah）。「ユダヤ人」のほうは、「イエフディ（男性単数形）」「イエフディーム（男性複数形）」という発音が原語に近いが、名詞あるいは形容詞として用いられる（英語では、Jew(s)、Jewish）。女性は、「イエフディト（単数形）」、「イエフディヨト（複数形）」である。いずれもヘブライ語の語根ユド・ヘ・ダレトからの派生語である。

⁹ 「黄金時代」という呼称自体が、特定の歴史的価値判断に基づくものである。注 11 の歴史意識に関する議論参照。

¹⁰ イスラエルの息子の一人レビの子孫からなるレビ族は祭司を輩出する集団であり、統一王国分裂後も北のイスラエル王国と南のユダ王国の両方に存在したが、他の部族のように嗣業の地（固有の土地）は与えられていなかった。因みに、レビはヤコブの 12 人の息子のひとりだが、「12 部族」には含まれない（民数記 26 章 57-62 節）。その代わり、ヨセフの二人の息子（マナセとエフライム）は、ヤコブの孫にあたるのだがヤコブの子とみなされ、「12 部族」に数えられる（創世記 48 章 3-5 節）。

うになったことと、「ユダ」という国・土地に住む住民を指す言葉ともなったことである。すなわち、「ユダヤ人（イエフディ[イエフディーム]）」は、ユダの子孫の部族だけではなく、ユダの地の住民であるベニヤミンとレビの子孫を含む概念として拡張された。聖書では、帰還後のユダヤ人の生活は神殿祭儀中心であるため、ユダの子孫ではなく、祭司集団のレビの子孫の果たした役割が大きいとも言えよう。

12 部族の子孫のなかで、この意味での「ユダヤ人」だけがアブラハム・イサク・ヤコブ（イスラエル）の子孫として生き残った（『旧約聖書』の記述はこの時代まで）。誇張的に表現すれば、かれらは、古代オリエント文化の生き残りであり、しかも『旧約聖書』を通してその歴史的記憶を留めた存在である¹¹。

（4）ユダの地の支配国の変遷

ペルシャ、アレクサンダー大王、プトレマイオス朝エジプト、セレウコス朝シリア、

¹¹（伝統的なユダヤ人の民族的特徴に符合する）一元的な文化的民族主義的な民族概念における「民族（nation）」とは、共通の運命から特殊な性格が形成された共同体に結びつけられた集団（共通の言語、宗教、歴史意識）である。言語について言えば、ヘブライ語は聖書の言語として、聖書朗読の際に使用され続けてきたので死語にはならなかったが、ディアスポラのユダヤ人にとってはヘブライ語が母語というわけではなかった。近代イスラエル建国と共にヘブライ語の再生が行われたことによってイスラエルでは、移民以外はヘブライ語が母語となっているが、国外のユダヤ人の多くはヘブライ語の読み書きができない者が多く存在する。ユダヤ教はもはや共通の宗教とは言い難い。ユダヤ人のアイデンティティを保持させる強い要素はおそらく歴史意識――しかも、単なる歴史的事実認識ではなく特定の価値判断を伴う歴史認識――であろう。もっとも近いところでは、ホロコーストで家族や親戚を失った者およびその子孫は、被害者としてのユダヤ人意識を強く保持しているであろう（このホロコースト体験に関わる意識すら西洋のユダヤ人のものであって、ミズラヒムを含むユダヤ人全体が共有する歴史意識ではないのである）。

聖書は歴史書と呼ばれるだけあって、本稿第2章からもわかるように、アブラハムから始まり、今日に至るまでのユダヤ人の歴史体験を多かれ少なかれ意識している（モーセを指導者として行われた出エジプトによる奴隷民から自由民への解放、ダビデ・ソロモンの黄金時代、バビロニア捕囚・帰国、ローマ帝国による国家滅亡、中世の偏見・差別、迫害・追放の体験等。一例だが、ローマ帝国時代の体験から生じた意識であるにもかかわらず、現在の中東紛争を語る際、「マサダ・コンプレックス」がユダヤ人にはあるのだと指摘されたりするなど、（特定の価値判断を伴う歴史認識に基づく）歴史意識の共有が強調される傾向がある。概して、文化的民族主義は政治的民族主義に転化する可能性がきわめて高いと言われるが、民族自決の原則（the principle of national self-determination）がある限り、この原則を敢えて却下すれば別だが、民族主義（nationalism）は必然的に政治性を帯びるといえるだろう。

日本に置き換えてみると、このような一元的な文化的民族主義的日本人概念が「学習指導要領解説特別の教科道徳編（2015年7月）」で色濃く表現されている。「国を愛する」の国とは、「政府や内閣などの統治機構を意味するものではなく、歴史的に形成されてきた国民、国土、伝統、文化などからなる、歴史的・文化的な共同体としての国を意味している」57-58ページ。歴史意識によって民族を統合しようとする民族主義的「民族」概念の問題については、本稿ではこれ以上扱わないが、注71の同化政策とも関連する問題である。

ローマ帝国（ヘレニズム化した時代の歴史は『旧約外典』で垣間見ることができ、ローマ帝国との関係史は、ヨセフスの著作から伺える）。

70年、ローマ帝国に対する最後の独立戦争で第二神殿破壊、135年エルサレムはローマ都市アエリア・カピトリーナとなり、ユダヤ人立ち入りは禁止され、離散民(diaspora、ハガルト)となった。神殿祭儀を中心とした祭司を指導者とするユダヤ教は消滅した。さらに、ローマ帝国はユダとサマリアの地を、海洋民族で紀元前13-12世紀頃この地の一部を入植したことのあるペリシテ人に因んで、「パレスティナ」と呼び替えた¹²。以後、ユダヤ人は、1948年のイスラエル建国まで自国をもたず「離散民」としてさまざまな国で暮らしてきた（居住する土地、社会、国の政治・文化・宗教等に同化し、元々の帰属意識を喪失するのが一般的だが、ユダヤ人たちは事情が異なっていた）。

(5) キリスト教社会のユダヤ人¹³

ローマ帝国国教化以後のキリスト教社会において、キリスト教に改宗せず、宗教・民族共同体を維持、ラビを権威ある宗教的指導者として成立したユダヤ教が存続（613の戒律遵守：割礼、食餌規定、祈祷、安息日、十戒などの遵守）してきたが、その維持にはユダヤ共同体への納税義務も欠かせなかった。

近代以前には、ユダヤ特有の宗教的生活様式が日常生活の隅々にまで明瞭に存在していたのだ。したがって、ユダヤ人なのか非ユダヤ人なのかは、ひとびとの生活様式を観察すれば客観的かつ容易に判断できた。ところが、現代では、このような伝統的なユダヤ的生活様式を厳格に遵守している（と思ひ込んで¹⁴）正統派ユダヤ教徒はユダヤ人のなかの少数者である¹⁵。

(6) フランス革命後のヨーロッパにおける近代化（ユダヤ人解放・市民権獲得・同化・改宗とそれらに対する反発）

¹² 現在では、パレスティナ人といえば、1948年の第一次中東戦争で難民となったアラブ人、現在のヨルダン川西岸およびガザ自治区の住民（さらには、東エルサレムに居住するアラブ人）を指すが、イスラエル建国以前は、パレスティナに住むひとびとはみな、「パレスティナ人」だった（当然、その地に住むユダヤ人も「パレスティナ人」に含まれていた）。

¹³ 7世紀のイスラム教誕生後、ユダヤ人たちはイスラムによる帝国の下でも生活してきたが、本稿では触れない。市川には、簡潔な記述がある。市川裕、『ユダヤ人とユダヤ教』、岩波新書、2019年、15-26ページ。

¹⁴ 「と思ひ込んで」と書いたのは、例えば、正統派のなかでも超正統派のひとびとの黒ずくめの恰好は中世の東欧諸国での風習であり、古代以来の伝統ではないからである。しかも、正統派ユダヤ教に冠されている正統(orthodoxy)という概念自体が、ユダヤ教の伝統とは相容れないのだ。ユダヤ教には、「正統な実践(orthopraxy)」はあっても、「正統な教義(orthodoxy)」は存在しないからである。

¹⁵ イスラエルで22パーセント程度であるが、ユダヤ教の「産めよ、増えよ」の戒律遵守により出生率が高く、若干だが増加傾向にあるという。外見から一目瞭然の超正統派ユダヤ教徒(9パーセント)は、近代以前の生活様式を守るため、イスラエルではエルサレムのメア・シャリム地区、テルアビブ郊外のブネイ・ブラク地区に集団で居住している(国外にもニューヨークやアムステルダムにかれらの居住する地区がある)。戒律を厳格に遵守する正統派ユダヤ教徒か否かは、キパを被っているかどうかで容易に判別できる。

フランス革命によって近代市民国家となったフランスは、全ユダヤ人をユダヤ教徒のまま、他の全市民と同一の権利義務をもつ市民とみなす法案が国民議会で可決された(1791年9月)。近代人としてのユダヤ人の誕生である¹⁶。このユダヤ人解放は西欧から中欧¹⁷へと拡がっていったが、その結果、居住国の民族に同化したりキリスト教に改宗したりする傾向が生まれた。西欧や中欧と比べユダヤ人解放が遅れた東欧では、西欧や中欧における同化や改宗によるユダヤ民族の衰退を危惧し、ユダヤ人解放に反発する動きも生まれた。正統派ユダヤ教やシオニズムは後者に属する。

(7) 近代国家建設

1948年のイスラエル建国¹⁸によって新たに問題が生まれた(第3章(4)も参照)。本稿の問題と密接に関連する問題をここで一つ挙げるとすれば、帰還法の問題¹⁹があるだろう。イスラエル移住希望者は「ユダヤ人」と認定されれば自動的にイスラエルの市民権取得が可能である。したがって、全世界のユダヤ人が潜在的なイスラエル市民ということになっている²⁰。そこで、「誰がユダヤ人なのか」という問いはきわめて重要であり、死活問題にすらなりうるのである。

3. ユダヤ人の定義・基準

アラン・ウンターマンは、ユダヤ人という概念を作り上げているカテゴリー²¹として、

¹⁶ フランス革命以前に、自由主義的雰囲気があったオランダでは1657年にはユダヤ人を共和国市民として認めた。オランダ出身のスピノザ(1632-1677年)が近代的ユダヤ人の先駆けとなり得たのは偶然ではない。但し、かれはユダヤ教徒ですらなくなった。自らの哲学的信念にしたがって戒律遵守を放棄したため、1656年7月27日ユダヤ教(アムステルダムポルトガル系ユダヤ共同体)から除外・追放(ヘレム、excommunication)されたからである。しかも、かれは多数者の宗教であるキリスト教にも改宗せず、どの宗教・宗派にも属さない最初の世俗的人間となった。かれの哲学を一言で要約すれば、汎神論(超越神・創造神の否定)である。

¹⁷ 例えば、プロシアでは、1812年3月の勅令で「ユダヤ人は同国の国民であり市民である」と宣言された。S. エティンゲル、「ユダヤ民族史5 近世篇・現代篇I」(H. H. ベンサソン編、『ユダヤ民族史』、六興出版、1976-78年)、1978年、66ページ。

¹⁸ 超正統派のなかでも、メシアの到来による将来のイスラエル再興をいまだに待望するナートレイ・カルタ(聖都の守護者)のように、メシアではなく普通の人間によって樹立された現在のイスラエル国の存在を認めない者も存在するほどである。

¹⁹ 国民国家や政教分離の原則に照らした帰還法問題の理論的考察については、Joseph Agassi, *Liberal Nationalism for Israel Towards an Israeli National Identity*, Jerusalem & New York: Gefen Publishing House, 1999を参照。イスラエルの帰還法と類比的な問題を抱える法が日本にもある。国籍取得に関する日系人---かつて1900年前後にブラジルやペルー等に移住した日本人およびその子孫---に対する特別扱いである。

²⁰ イスラエルでは、ユダヤ人は、イスラエル市民であると同時に市民権(citizenship)とは異なる概念である、nationalityとしてのユダヤ民族でもあるという事態が発生している。この点については、レオーム問題で取り上げる。

²¹ アラン・ウンターマン、『ユダヤ人：その信仰と生活』、石川耕一郎・市川裕訳、筑摩書房、

(1) 生物学的出自、(2) 宗教的帰属、(3) コミュニティ・文化集団への帰属、(4) 人種(レオーム)的²²・国家的帰属と使用言語、の四つを挙げている²³。少し詳しくみていこう。

(1) 生物学的出自とは、ユダヤ教正統派が遵守するハラハによれば、母親がユダヤ人であることである²⁴。この基準によれば、非ユダヤ人の父とユダヤ人の母との間に生ま

19-20 ページ。

²² 翻訳では「人種」という言葉が使われており、おそらく、言語でも racial なのだろうが、「人種(race)」は誤解を与えるであろう。イスラエル内務省で発行される身分証明書の「レオーム」を対象に議論されているからである。レオームには人種という意味はない(人種のヘブライ語は、ゲザである)。「民族(nationality)」と訳されるのが普通であろうが、「民族」という概念は多義的で曖昧である。ethnicity もまた「民族」と訳されるのでなおさら曖昧となる(ヘブライ語では、音訳借用語として、「エトゥニユート」が用いられるので「レオーム」との区別が可能である)。そこで「人種」を改め「レオーム」と記すことにしたい。ユダヤ人を一つの ethnicity としてみることもあるが、これは大きな誤解である。ユダヤ人には、それぞれ独特の文化的特徴をもつアシュケナズ系(元来はドイツ系を指すが、中欧・東欧系のユダヤ人)、スファラディ系(元来はスペイン系を指すが、イベリア半島・北アフリカ系のユダヤ人)、ミズラハ系(語源は「東」という意味で、中東系のユダヤ人)、エチオピア系(1980-90年代にエチオピアから移住してきたユダヤ人)という少なくとも四つのエスニック・グループが存在するからである。

²³ アラン・ウンターマン、前掲書、19-20 ページ。この四つのカテゴリーは定義(本質的定義)ではない(仮に定義とみなした場合でも、約束事(convention)に他ならない)。複数のカテゴリーのいずれかを満たせば、「ユダヤ人」とみなされるのであれば、その結果、ユダヤ人とみなされたひとびとの間には共通する属性はまったく存在しない。

これらのカテゴリーが約束事であることを踏まえたくて、かつて私は、(5)として、社会学的カテゴリーを付け加えるべきだと述べたことがある。なぜなら、ユダヤ教にもユダヤ的文化にも関心がなく、イスラエル国にも共感しないにもかかわらず、他人の眼によって自分はユダヤ人であるとみなされており、万一悲劇的な事態の際にはユダヤ人と運命を共にすることを余儀なくされるであろうということ意識しているユダヤ人が存在するからである。一般に「同化主義者」(assimilationists)と呼ばれるひとびとが、このカテゴリーに属するであろう。この社会学的カテゴリーは、ウンターマンのいう(1)生物学的出自とは意味を異にすることに注意すべきである。というのは、ユダヤ人ではなかったにもかかわらずナチに「ユダヤ人」とみなされ、ユダヤ人と運命を共にした非ユダヤ人が存在したからである。立花希一、「民族主義の倫理的考察—K. R. ポパーの民族問題に関する発言を手掛かりとして—」、『秋田大学教育学部研究紀要』、第38集、1988年2月、31ページ。

さらに、今回は、(5)と関連するが、他者からの視点ではなく、自己のアイデンティティの観点から、さらにもう一つ、(6)として、(1)から(5)のいずれのカテゴリーにまったく該当しないか(あるいはほとんど該当しない)にもかかわらず、自分の描くユダヤ人像に憧れをもち、自分を「ユダヤ人」とみなす人間にも、ユダヤ人とみなす自由が許されるのではないかと思うからである。その逆に、(1)から(5)のいずれかあるいはすべて(あるいはほとんどすべて)に該当するにもかかわらず、自分は「ユダヤ人」ではないとする個人の自由も認められるべきだと思う(この後者が、実は、ユダヤ人の場合には、きわめて困難なのだ)。本稿の最終章で論ずる。

²⁴ この基準は明確な母系優先血統主義である。近代国家における国籍は当然のこと、民族への帰属には、血統主義と生地主義がある。さまざまな国での生活を余儀なくされたユダヤ人にとっては、生地主義ではなく血統主義を採用するしか道はなかっただろう。因みに

れた子どもは自動的にユダヤ人であるが、他方、非ユダヤ人の母とユダヤ人の父との間に生まれた子どもはユダヤ人ではないことになる²⁵。

ところが、改革派ユダヤ教では、ユダヤ人の父と非ユダヤ人の母との間に生まれた子どももユダヤ人として受け容れている²⁶が、正統派からみれば、ハラハ基準の逸脱である。さらに、ナチスドイツにおける最悪の人種差別法といわれるニュルンベルク法によれば、「ユダヤ人の血をもつものはユダヤ人」とされたので、例えば、祖父母のうちひとりでもユダヤ人であれば、ユダヤ人となる。したがって、こられの相互に衝突する基準によって、ユダヤ人になったり、非ユダヤ人になったりする。

この基準でユダヤ人として認められたひとが、例えば、キリスト教に改宗した場合にはどうなるのだろうか。ハラハによれば、他の宗教に属したとしてもユダヤ人はユダヤ人である。ところが、1970年の帰還法改正法の4条項によれば、ユダヤ人とは、ユダヤ人の母親から生まれた者かユダヤ教への改宗者で他の宗教に帰属していない者である²⁷。この二つの基準の間には明白な矛盾がある。

アメリカやフランスは生地主義である。他方、日本は血統主義であるが、その採用には、「家制度」、「(万世一系とされる)天皇制」、「家族国家観」という前提と鎖国の伝統を踏まえた外国人排除の論理があったという。佐々木てる、『日本の国籍制度とコリア系日本人』、明石書房、2006年、補論、158-166ページ。

²⁵ 例えば、私の恩師ヨセフ・アガシの妻ユディット・ブーバー・アガシ(1924-2018年)は、マルティン・ブーバー(1878-1965年)の孫娘だが、ユディットの父であるブーバーの息子はドイツ人の女性と結婚し、その間に生まれた娘なので、この基準によれば、非ユダヤ人である。彼女は1938年14歳の時にドイツから建国以前のイスラエルに移住してきたのだが、このことが原因でいじめられたり、不当な差別を受けたりしたそうだ。2000年にアガシ夫妻が来日し各地で講演したが、ある講演の後の会食で、たまたまユディットの母親のことが話題になり、母親がユダヤ人ではなくドイツ人だということが明かされた途端、日本のある大学に勤務するユダヤ人女性の研究者が「それなら、ユディットはユダヤ人ではないわね」と大声を出した。するとアガシは、「それはハラハによるものでしかない。ユダヤ人でありたいと思う者は誰でもユダヤ人だ(Whoever wants to be a Jew is a Jew.)という考え方もある」と切り返し、この話題はそこで打ち切りとなった。当時の私は、アガシの発言を新鮮に感じただけだったが、発想の転換に基づくアガシの事態の把握の仕方が、実は、ポパーの「開かれた社会」の哲学に合致するものだったのだ(本稿の最終章で扱うムヌーキンによる大テント・アプローチの提案参照)。

²⁶ 1983年に採用された改革派の基準を認めれば、母親または父親、あるいは当然であるが両親がユダヤ人の子どもは「ユダヤ人」である。日本では1984年の国籍法改正によって、それまでの父系優先血統主義から両系血統主義に変わり、日本人概念が拡張されたが、ユダヤ教と比較した場合、この変化は、母系性だけではなく父系性も認める(正統派とは異なる)改革派の基準と同じであるのが見て取れる。

²⁷ 有名な事例がダニエル・ルフエスン修道士(1922-1998年)の場合である。ユダヤ人の母親をもつダニエルだったがカトリックに改宗していたため、ユダヤ人ではないと最高裁で判断された(1962年)。ウンターマン、前掲書、21ページ。この訴訟がきっかけで、最高裁判断を事後的に正当化するような帰還法改正となった(本文参照)。改革派でも、他宗教への改宗者は「ユダヤ人」とはみなされなくなるので、この点では、改革派の基準はハ

(2) 宗教的帰属とは、改宗手続きによって非ユダヤ人がユダヤ人(ユダヤ教徒)になることである(これもハラハの規定である)。アメリカのユダヤ教では改革派や保守派がかなり浸透しており、そこで、改宗した非ユダヤ人はユダヤ人(ユダヤ教徒)として認められる。ところが、イスラエルでは、正統派における伝統的な改宗儀式の手続きに従った改宗によらないと、ユダヤ人(ユダヤ教徒)として正式に認められない。したがって、この基準によっても、ユダヤ人になったり、非ユダヤ人になったりする²⁸。

(3) コミュニティ・文化集団への帰属とは、ユダヤ人コミュニティへの帰属によるものである。ローマ帝国によって国を滅ぼされたユダヤ人は、各地でユダヤ・コミュニティ²⁹を形成して生活してきたが、そのコミュニティには、他の社会とは異なる特殊な文化³⁰が醸成されており、そうした文化のなかでかれらは育った。このコミュニティには、ハラハの基準に従えば、非ユダヤ人であるような、例えば、父親がユダヤ人だが母親が非ユダヤ人の子どもがそのコミュニティで育てられ、そこでの文化を空気のように吸って成長する者もいたであろう。コミュニティへの帰属のほうは、例えば、登録名簿の確認等によって比較的容易に客観的に判別できるかもしれない。しかし、文化集団への帰属のほうは文化受容の程度に応じて多様なバリエーションが見られるので、ユダヤ人か否かの判断はひどく曖昧で恣意的となろう³¹。ユダヤ文化に特有の文化を宗教以外に見

ハラハの基準とは異なり、帰還法の基準と同じである。

²⁸ 2014-15年の統計によると、アメリカでは、**正統派**：10パーセント(超正統派6パーセント、近代的正統派3パーセント、その他1パーセント)；**非正統派**：90パーセント(保守派18パーセント、改革派35パーセント、その他の宗派6パーセント、無宗派30パーセント)である。イスラエルでは、**正統派**：22パーセント(超正統派9パーセント、戒律遵守者13パーセント)；**非正統派**78パーセント(伝統主義者29パーセント、世俗主義者49パーセント)である。注45も見よ。

Comparisons between Jews in Israel and the U.S., *Pew Research Center*, (<https://www.pewforum.org/2016/03/08/comparisons-between-jews-in-israel-and-the-u-s/>).

²⁹ ほとんどユダヤ人が存在しない日本にも、小規模ながら東京(広尾)にユダヤ・コミュニティがある。そのシナゴグでは安息日等に行われる礼拝儀式はもとより、それ以外にもヘブライ語や聖書の学習機会の提供やカシエルト(食餌規定に基づく適正食品)の提供がなされるなど、日本に住むユダヤ人だけではなく、日本を訪れる海外のユダヤ人にも利用されている。

³⁰ ウンターマンは、「文化集団」と表現し、「文化」という言葉を用いているが、圧倒的多数のキリスト教社会に囲まれていたユダヤ人コミュニティの文化的特徴もまた、キリスト教とは異なる宗教的特徴が顕著であったろう。宗教は文化のなかに当然含まれると考えるのか、宗教は文化とは別に特立させて考えるのかという問題は、準拠する立場によって異なった判断が生じる実に厄介な問題である。

³¹ 私の個人的体験で恐縮だが、イスラエル留学前にヘブライ語を学ぶ目的で、安息日にシナゴグに通っていた。ある時、ユダヤ人成人男性が9人しか集まらず、10人を必要とするミンヤンの規定に抵触したとき、私は会集者からキバを被せられ、「今日は、お前はユダヤ人だ」と言われたことがある。この便宜的措置によって、会集者は正式の礼拝に仕立てたのである。この時に限ってはあるが、私は、ユダヤ人の「コミュニティ・文化集団へ帰属」したのだ。

出すのも実は容易ではない（世界各地に住むユダヤ人は、その土地の文化の影響も大なり小なり受けているから、なおさらである）。

（４）レオーム的・国家的帰属と使用言語とは、1948年にイスラエルが建国されたことによって新たに生じた、伝統的なハラハとは重なるものの、それとは異なる基準によるものである。建国以前は、そもそも帰属する特定の国などなかったので、国の帰属による基準は存在しなかった。使用言語に関しても、多くのユダヤ人にとってはそれぞれの国の言語が母語であったので、使用言語による判別はあり得なかった³²。ところが、新生イスラエルにおいては、ユダヤ人の移住者およびその子どもたちは、ヘブライ語が使用言語となったことで、ハラハの規定に抵触する者も、ヘブライ語が母語であればすべてユダヤ人とみなされてよいという基準も生じたのである。第2章（7）で言及したように、イスラエル建国後に生まれた新たな事態であるが、帰還法という特別の法によって、全世界のユダヤ人は、もしイスラエル移住を望むならば、自動的にイスラエルの市民権を取得できることとなった。その結果、「ユダヤ人」なのかどうかをどう確定すればいいのかという問題が、イスラエル国家の重要事項となった。ここで密接に関係するのが、注20で言及した身分証明書の「レオーム」項目である。ウンターマンの本が執筆された当時（1981年）は、身分証明書のレオームの項目にはユダヤ人という記載があった。この身分証明書を携帯する者は、何らかの意味で、イスラエル国に帰属する者であった（イスラエルに3年滞在した私の身分を証明する者は日本のパスポートであり、この身分証明書が発行されたことはない）。ユダヤ人以外では、「アラブ人³³」、「ドゥルーズ人（イスラム教の一派）」、「チェルケス人³⁴」、「パレスティナ人³⁵」等が記載される³⁶が、これは宗教や民族による区別であり、人種による区別ではないのは明白である。

21世紀に入ると、レオームの項目の記載に変化が生じた。上述したように、かつての身分証明書では、「ユダヤ人」という記載があったのだが、それを決めるのは当人の

³² とは言っても、ヘブライ語がまったく死語になっていたわけではなく、ユダヤ教の宗教的儀式ではヘブライ語の使用が存続してきたし、現地語との混合から生まれた独特のイディッシュ語（ドイツ語圏のユダヤ人）やラディノ語（スペイン語圏のユダヤ人）を使用言語とするユダヤ人も存在した。

³³ 多数のアラブ人はイスラム教徒だが、（イスラム教誕生以前）いろいろな宗派のキリスト教に改宗していたアラブ人（の子孫）もかなり存在する。

³⁴ 1864年のロシア・チェルケス戦争以降、当時のパレスティナに流入した。

³⁵ 現在でもイスラエル周辺国で難民として暮らしている者もいるが、1988年に成立したヨルダン川西岸やガザのパレスティナ自治政府（パレスティナ国）の下に暮らす者、さらにはイスラエルに居住する者もいる。イスラエルに住むパレスティナ人は、イスラエル発行の身分証明書を携帯する。

³⁶ この項目には、これら以外にも、例えば、古代から存在するアッシリア人やサマリア人、ジョージアからの独立を主張するアブハジア人など、137ものレオームがリストアップされているが、「イスラエル人」はどこにもない（第4章（1）で詳しく検討する）。

申告ではなく内務省の判断だった³⁷。この「ユダヤ人」の記載が認められれば、イスラエル国外からの移民は、自動的にイスラエルの十全な市民権を獲得できたのである。ところが、2002年にはレオームの項目には「ユダヤ人」などの具体的な記載はなくなり、8個のアステリスクによる表記に変わった³⁸。さらに、2015年には、アステリスク表記も廃止され、最終的には、イスラエル市民権（エズラフト・イスラエリト）、永住権（トシャヴート・カヴァ）、一時的在留資格（トシャヴート・ズマニ）をもっているかどうか記載されるようになったので、イスラエルでは、パスポートにも身分証明書にも、「ユダヤ人」の記載はなくなった³⁹。したがって、本章（4）の議論からは、イスラ

³⁷ 判断の主体が当人ではなく当局であるという点で、日本の帰化制度と類比的である。これは、国籍制度の「排他モデル」に該当する。注71参照。

³⁸ Gil Ronen, MK Feiglin: Are We Jews or Asterisks?, *Arutz Sheva*, Israelnationalnews.com, October 21, 2014,

(<http://www.israelnationalnews.com/News/News.aspx/186387>). 人権保障の観点からみると、この変更の経緯は一見進歩のように見えるが、内実はそう単純ではない。1977年リクード政権誕生以来、宗教党シヤス（超正統派）が内務省の実権を握っているため、ハラハの基準を厳格に遵守して、正統派ユダヤ教への改宗者や母親がユダヤ人の子どもだけを「ユダヤ人」として認めてきた（とはいえ、内務省はあくまでも世俗の機関なので、宗教党との軋轢は存在する）。ところが、ユダヤ教改革派の緩い基準で認められたユダヤ人（アメリカ出身者が特に顕著）が身分証明者において「ユダヤ人」という記載を要求する者が現れたため、「ユダヤ人」と認定しなくて済む方法として、「ユダヤ人」という記載が消去され、巧妙にもアステリスク表記になったのだ。Moshe Goral, So this Jew, Arab, Georgian and Samaritan go to court... The state denies there is any such nationality as 'Israeli', *HAARETZ. Com*, December 28, 2003,

(<https://www.haaretz.com/misc/article-print-page/1.4803817>). (1)における、正統派と改革派の軋轢の問題も参照。経緯はどうか、レオームの項目が、個人個人の背景にある民族や宗教、政治的立場とは無関係に、citizenshipと関連する概念が記載されるようになったのは進歩と言えるであろう。インドのジャワハルラール・ネルー大学社会学教授だったオーメンは、citizenship, nationality, ethnicity 概念の明確化および概念間の関係の再構成を行ったが、stateとnationを峻別したうえで、前者における平等の手段としてのcitizenship概念の重要性を強調している。T. K. Oommen, *Citizenship, Nationality and Ethnicity*, Cambridge: Polity Press, 1997, chap. 2. 日本では、パスポートの国籍（nationality）の項目がJAPANという帰属先（国名）の記載であることからわかるように、citizenshipやcitizenの観念が希薄である。日本では、「市民」と言うと、秋田市民、大館市民など「〇〇市民」が想起されてしまう。日本とは対照的に、多民族国家のシンガポールでは、国籍（nationality）の項目では、Singapore citizenとわざわざcitizenを付加した記載になっている。

³⁹ 市川の『ユダヤ人とユダヤ教』は2019年（「あとがき」の日付は2018年12月18日である）に出版されたのでユダヤに関する書物としては最新のものと言えそうだが、イスラエルの身分証明書に言及して、「民族」という項目に記される名称が「ユダヤ人」と述べている。市川裕、前掲書、92ページ。かつての身分証明書はそうだったが、残念ながら、近年の身分証明書記載の変遷が辿られておらず、本稿で取り上げる「レオーム問題」の議論もない。市川裕、臼杵陽等編、『ユダヤ人と国民国家 「政教分離」を再考する』、岩波書店、2008年は、異なる学問の背景をもつユダヤ・イスラエル研究者による重厚な学際的論文集だが、この書でも「レオーム問題」は扱われていない。それどころか、臼杵論文で

エルへの帰属問題を解く糸口は得られるにしても、本稿で問題にしているユダヤ人と非ユダヤ人の判別問題は解明されないのだ。

結局、ユダヤ人と非ユダヤ人を区別する基準は複数あり、しかも相互に衝突しているので、ある特定の立場を採用しない限り、ユダヤ人を一義的に同定するのは不可能である。マルクスの父方も母方もユダヤ人で、しかも代々ラビを輩出する家系で、祖父もラビだったので、この点から見れば、「ユダヤ人」であるが、マルクスは父親とともにキリスト教に改宗しているので、「ユダヤ人」ではないという判断も成立する（マルクス自身もユダヤ人でありたくなかった）。アインシュタインは他宗教に改宗していないので、「ユダヤ人」と認められるし、ユダヤ人の同胞にたいしてシンパシーをもっていた⁴⁰ものの、ユダヤ教にはなくてはならない聖書やユダヤの宗教を「原始的な伝説で子どもじみた迷信」とまでみなしていた⁴¹。フロイトもアインシュタインと同様、「ユダヤ人」と認められるが、かれは、マルクスと同様、無神論者で反宗教的であったが、マルクスとは違って、ある種のユダヤ的なるものに魅かれていた⁴²。いずれにせよ、かれらはユダヤ教の伝統文化ではなくドイツの文化、というよりもむしろ、19世紀以降、普遍化した科学というギリシャ哲学に起源をもつ学問を吸収・発展させたのだ。国籍で言えば、マルクスはドイツ人、フロイトはオーストリア人、アインシュタインは（後半生は）ア

は、「イスラエル国籍＝市民権」として把握し、しかも、市民権のヘブライ語は「エズラフト」であるとまで解説されているにもかかわらず、[イスラエルの]市民権を国籍(nationality)にも読み替えている」と述べられている(26-27ページ)。しかしながら、イスラエルは、市民権の帰属先を意味し、けっしてnationality(レオーム)ではないことから生じているのが「レオーム問題」なので、nationalityという英語挿入は誤解を招くものである。日本やアメリカのパスポートでは、国籍の項目に、nationalityが使用されているが、イスラエルのパスポートでは、nationalityではなく、エズラフト(市民権、citizenship)が使用されていることからわかるように、国籍＝nationalityではない。レオーム(nationality)は、イスラエル国(state of Israel)の下位概念である。

⁴⁰ アルバート・アインシュタイン、『アインシュタイン選集』3、共立出版、1972年、210-250ページ。

⁴¹ Stephen Adams, Einstein letter shows disdain for religion, *The Telegraph*, May 13, 2008,

(<https://www.telegraph.co.uk/news/1951333/Einstein-thought-religions-were-childish.html>). 新たに発見され競売された1954年1月3日付のアインシュタインの書簡による。

⁴² マルクスは「宗教の批判はあらゆる批判の前提なのだ」とすら断言している。マルクス、「ヘーゲル法哲学批判序説」、『ユダヤ人問題によせてヘーゲル法哲学批判序説』、岩波文庫、1979年、71ページ。マルクスについては、Isaiah Berlin, Benjamin Disraeli, Karl Marx and the Search for Identity, *Against the Current Essays in the History of Ideas*, London: Pimlico, 1979, pp. 252-286を参照。フロイトは、「宗教的世界観に対する批判の最後の仕上げを行ったのは精神分析」だと自信満々に語っている。フロイト、「世界観というものについて」、『精神分析入門』下、新潮文庫、1977年、539ページ。フロイトについては、ピーター・ゲイ、『神なきユダヤ人 フロイト・無神論・精神分析の誕生』、みすず書房、1992年、Erik H. Erikson, *Identity Youth and Crisis*, New York & London: W. W. Norton, 1968, pp. 20-22. を参照。

アメリカ人である。にもかかわらず、かれらを敢えて「ユダヤ人」と呼ぶのは、ノーベル物理学賞受賞者の南部陽一郎（1921-2015年）やノーベル賞文学賞受賞者のカズオ・イシグロ（1954-）を、いわば広告塔として「日本人」と呼ぶような対応であろう（かれらは、自らの意思で日本の国籍を離脱し、それぞれイギリス、アメリカの国籍を取得したのである）。

4. 選択の自由の可能性：開かれた社会をめざして

(1) 非宗教的・反宗教的ユダヤ人の問題

近代以前では、自己の帰属を決定する基準は特定の宗教・宗派であり、その基準が唯一絶対と言っても過言ではなかった。ところが、近代になって世俗化が進んだ結果、ユダヤ人の間でも、ユダヤ教という伝統的な宗教的基準が通用しない事態が発生している（父親ではなく母親がユダヤ人の子どもだけが「ユダヤ人」だという基準もまた、ユダヤ教という宗教的枠組のなかで設定されたものである）。

ところが、ユダヤ系アメリカ人でコーネル大学教授（アメリカ研究）のアルトシュラーによる2019年4月17日掲載のエルサレム・ポストの論考によれば、現在アメリカのユダヤ人のほぼ半数は不可知論者（agnostics）あるいは無神論者（atheists）であり、また宗教的儀式にまったく参加しないユダヤ人は22パーセントを占め、ほとんど参加しないユダヤ人は19パーセントを占めているという。さらに、ユダヤ人であることと神を信じていないこととの間に軋轢を感じていないユダヤ人が三分の一を占めているという⁴³。アメリカには、正統派以外にも保守派、改革派等のユダヤ教が存在するので、宗教的ユダヤ人の比率が高くなる（70パーセント）が、それでもまったく非宗教的なユダヤ人は30パーセントも存在する。

正統派ユダヤ教しか公的には認められていないイスラエル⁴⁴においては、宗教的戒律遵守の束縛に対する反感がかえって醸成され、正統派ユダヤ教の意味では非宗教的とみなされるユダヤ人のほうが圧倒的多数である（78パーセント）⁴⁵。自己のアイデンティティは「ユダヤ人」にはなく、自分は「イスラエル人」だと主張する者も少なからず存在する⁴⁶。ところが、奇妙なことに、イスラエルには、イスラエルの「市民権(citizenship)」

⁴³ Altschuler, op. cit.

⁴⁴ 例えば、アメリカ在住のユダヤ人で保守派のラビのマーヴィン・トケイヤー（1936-）は、広尾のシナゴグのラビを務めていたが、正統派のラビではないので、イスラエルでは「ラビ」とはけっして認められない。

⁴⁵ 但し、この意味でアメリカのユダヤ人を捉えると、非宗教的ユダヤ人は、イスラエルの78パーセントどころか、90パーセントにも上る。注28参照。

⁴⁶ 一例を挙げると、ヨセフ・アガシは、母親がドイツ人だった妻のユディットとは異なり、両親がユダヤ人なので、ハラハの規定によっては「ユダヤ人」として認められるのだが、自らユダヤ教から離脱した不可知論者でまったく非宗教的・世俗的な人間であって、「自分はイスラエル人」だと公言している。Joseph Agassi, The notion of the modern

をもつイスラエル市民 (Israeli citizen) は存在するにもかかわらず、身分証明書のレオーム項目に記載可能な nationality の意味での「イスラエル人」は存在しない。イスラエル以外では、普通の国民国家であれば、市民権 (citizenship) と国籍 (nationality) の概念は同一視されるはずであるが、イスラエルでは明確に異なる概念である。レオームが「ユダヤ人」として分類されたイスラエル人は、(イスラエル市民権をもつ)「イスラエル市民 (Israeli citizen)」だとは言えても、自分の nationality は「イスラエル人」ではなく「ユダヤ人」なので、「私はイスラエル人 (I am Israeli by nationality.)」だとは言えないのである。(nationality を「国籍」と訳す日本の場合に置き換えると、日本人は、日本 (の市民権をもつ)「日本市民 (Japanese citizen)」だとは言えても、「私は日本人・日本国民 (I am Japanese by nationality. 私は国籍上日本人)」だとは言えないことになるが、この主張がまったく意味不明なことから、レオーム問題が困難極まりないのを実感できるかもしれない⁴⁷⁾。イスラエルでは、イスラエル人 (Israeli) というレオーム (nationality) はそもそも存在せず、自分のレオームを「イスラエル人」と記載することは不可能なのだ⁴⁸⁾。したがって、正統派ユダヤ教しか公認されていないイスラエルでは、ハラハによって、母親がユダヤ人であれば、レオームとしては、「ユダヤ人」にされてしまう (逆に、ハラハの基準に合致しない者は、当人の「ユダヤ人意識」がどんなに強固でも、レオームとしての「ユダヤ人」からは除外されてしまうのだ)。

基本的人権の保障問題と密接に関連するので、「レオーム」問題を少し詳しく見ていこう。イスラエルでは、137 という数多くのレオームが正式に求められているにもかかわらず、「イスラエル人」がそのなかに含まれていない現実を変更しようとして、「ユダヤ人」と同列のものとして、「イスラエル人」をレオームの一つとして認めるようにという請願書を 38 名からなる原告団⁴⁹⁾ (アガシも原告団の一員) が 2003 年 12 月最高裁に

nation-state: Popper and nationalism, *Popper's Open Society after 50 Years: The Continuing Relevance of Karl Popper*, edited by Ian Jarvie and Sandra Pralong, London & New York: Routledge, 1999, p. 186. かれらの間に生まれた息子 (アロン) と娘 (ティルツァ) は、ハラハの規定によれば、「非ユダヤ人」である。

⁴⁷⁾ アウロンは、イスラエル市民のアラブ人あるいはパレスティナ人の場合には、アイデンティティ問題が、イスラエル市民のユダヤ人以上にさらに複雑で困難な問題を抱えていることを指摘し、その原因を分析している。Auron, op. cit., pp. 85-96. 日本の場合には、市民権、市民概念のほうが問題である。注 38、71 参照。

⁴⁸⁾ オーメンは、citizenship、nationality、ethnicity が相互に重なり合う概念であるという事実を認めたとえで、それらの概念の相違を明確にしようとしている。Oommen, op. cit., pp. 5-13. ところが、イスラエルでは、ユダヤ人に限って言えば、nationality と citizenship が完全に分離されているきわめて稀な概念なのである。

⁴⁹⁾ そのなかには、レオームが「ユダヤ人」と記載されるひとびとだけではなく、例えば、「アラブ人」、「ドゥルーズ人」、「ジョージア人」、「ロシア人」、さらには「ヘブライ人」と記載される人びとも含まれていた。

提出した⁵⁰。かれらの意図は、「万人にはどのレオームに帰属するかを選択する権利がある」ことを国に認めさせることにもあった⁵¹。1970年の「タムリン裁判」⁵²に端を発するこの種の法廷闘争は長期にわたって争われたが、2013年10月2日の最高裁による最終判決⁵³は、結局、原告団の請願を却下するものであった⁵⁴。とはいえ、national identityと国家の性格を巡る根本的問題は実質的に棚上げされたので、「誰がユダヤ人なのか」、「誰がイスラエル人なのか」に関する論争は未解決のままである。

イスラエル市民のユダヤ系イスラエル人にとって、自分は「ユダヤ人」ではなく「イスラエル人」という主張にどんな意味があるのだろうか、と訝しく思われるかもしれない。実は重大な相違がある。一例を挙げて具体的に見てみよう。

結婚と離婚に関する国内法⁵⁵により、イスラエルのユダヤ人はみな正統派ラビの統制下に置かれており、正統派の宗教儀式に従った結婚式を挙げなければ、正式の結婚と認められないという宗教婚制度がイスラエルにはある⁵⁶。信教の自由 (freedom of religion)

⁵⁰ Moshe Gorali, op. cit.

⁵¹ 身分証明書という公式文書において宗教によって強制的にひとを分類する権利はないこと、無神論者や宗教に公然と敵対する者に対して宗教によるアイデンティティを強制することはいっそう不適切であることの主張も行われた。いずれも、宗教的差別や宗教的強制につながるからである。Ibid.

⁵² 「タムリン裁判」とは、ジョージ・ラファエル・タムリンが、自分の身分証明書の記載を「ユダヤ人」から「イスラエル人」への変更を請願する裁判であった。その際も最高裁まで争われたが、結局、タムリンの敗訴だった。判決は「イスラエル建国から23年しか経過していないのに、もし一握りの人間がユダヤの民から分離することを望み、現在のイスラエル国と分離したイスラエル人国家 (Israeli nation) の地位を獲得することになったと仮定しよう。このような分離主義的運動には正統性はなく認めることはできない」というものであった。Ibid.

⁵³ Batsheva Sobelman, No such thing as ‘Israeli nationhood,’ country’s Supreme Court says, *Los Angeles Times*, October 3, 2013, (<https://www.latimes.com/world/worldnow/la-fg-wn-israel-nationhood-20131003-story.html>).

⁵⁴ 最高裁の判断では、ユダヤ人を単なる宗教としてみるのではなく、民族の観点により重視され、イスラエル内外を問わずすべてのユダヤ人が、所在地や市民権が異なるとしても、一つの国家・民族 (nation) の一員であることが強調されており、イスラエルが世界のユダヤ人全体の運命にたいして責任があるとみなされている。Yedidia Z. Stern and Jay Ruderman, Op-Ed: Why ‘Israeli’ is not a nationality, *Jewish Telegraphic Agency*, March 3, 2014, (<https://www.jta.org/20140303/opinion/op-ed-why-israeli-is-not-a-nationality>). 要するに、(ユダヤ人だけが構成員ではない) イスラエル市民の基本的な人権を保障する「民主主義国家」としてよりも、イスラエルをあらゆるユダヤ人が属する「ユダヤ人国家」として捉えるシオニズムの立場を堅持するものであった。

⁵⁵ The Rabbinical Courts Jurisdiction (Marriage and Divorce) Law (5713-1953), *Equality Now A Just World or Women and Girls*, (https://www.equalitynow.org/rabbinical_courts_jurisdiction_marriage_and_divorce_law_5713_1953).

⁵⁶ イスラエルはイギリスの委任統治下以前は、オスマン帝国の支配下にあったが、この婚

は基本的人権のなかに必ず含まれるべき項目であるが、信教の自由の保障には政教分離の原則が不可欠であり、しかも基本的人権全般の尊重という目的を達成しうる手段として唯一の統治形態が民主制なのだが⁵⁷、民主主義を標榜するイスラエルであるにもかかわらず、政教分離の原則に抵触するような制度が残っているのである⁵⁸。

ハラハによって「ユダヤ人」と認定されているものの、当人はユダヤ人としての自覚がまったくなく、単に世俗的だけではなく反宗教的でもある場合でも当人の意思に反した宗教結婚が強制されるのだ⁵⁹。おそらく一生に一度の結婚式が苦痛あるいは屈辱の思い出になってしまうかもしれない⁶⁰。当人の意思により、ユダヤ人ではなく「イスラエル人」というレオームを選択することができるようになれば、それに伴う法整備によって、イスラエル国内でも宗教によらない世俗的な結婚の道が開けるかもしれない。

これまでの議論からわかるように、「誰がユダヤ人なのか」という問いに対する答え

姻制度がオスマン帝国のウンマ（宗教共同体）における名残であることを市川は簡潔に解説している。市川裕、前掲書、19-20 ページ。

⁵⁷ この二つの目的と手段の密接な関係を明確にしたのがポパーである。Karl Popper, *The open society and the democratic state* (1963), *After the Open Society Selected Social and Political Writings*, ed. by Jeremy Shearmur and Piers Norris Turner, London & New York: Routledge, 2008, pp. 231-248. 邦訳、カール・ポパー、「開かれた社会と民主国家—1963年」、ジェレミー・シアマー／ピアズ・ノーリス・ターナー編、『カール・ポパー 社会と政治』、ミネルヴァ書房、2014年、185-213 ページ。

⁵⁸ 政教分離の問題は、どんな民主主義国でもつねに抱えているのだが、その問題内容は国毎に異なる。当然、日本にも政教分離の問題が明らかに存在する。例えば、靖国神社や大嘗祭に関する問題である。

⁵⁹ イスラエル留学中、ヘブライ語と日本語を相互に教え合った友人の結婚式に出席したことがある。かれはエビを食べるなどして食餌規定を守らず、シナゴグにもまったく行かない非宗教的な人間なのだが、正統派のラビが主導するユダヤ教の結婚式であった。その理由をかれに尋ねたところ、「エイン・ブリラ（しょうがない、no choice）」と答えた。

⁶⁰ この不本意な選択を回避する抜け道としては、国外結婚の方法がある。いったん海外へ出て宗教儀式によらない民法上の結婚式を挙げ、帰国後、国際的取り決めに従うイスラエル世俗法体系を通じて自分の結婚を承認してもらうのだ（宗教法上はけっして承認されない）。超正統派とは異なり黒ずくめの衣装を着ているわけではないが、常にキバを被っている正統派ユダヤ教徒のメナヘム・フィッシュ（テルアビブ大学名誉教授）と、わざわざ国外結婚をしなければならない不自由さをイスラエル留学中に論じたことがある（ポパー哲学という共通の関心があるということでアガシが私に紹介してくれた院生（当時）であった）。かれは、この事態の異常性を認めようとはせず、「キプロス（イスラエルに一番近い外国）で式を挙げれば済むことじゃないか」と答えた。そこで私は「貧乏人はどうなの」と尋ねたら、黙ってしまった。この場合とは逆に、ユダヤ人としての自覚があり、ユダヤ教結婚式を望んだとしても、ハラハの規定では「ユダヤ人」と認定されない人間は、（事前に改宗しない限り）ラビによる結婚式を挙げる選択の自由はない。イスラエルでは、ユダヤ人以外でも、イスラム教徒、キリスト教徒等それぞれの属する宗教・宗派にしたがった結婚を行う必要がある。日本の結婚制度とは異なり、いかなる宗教にもよらない、例えば、人前結婚式など存在せず、あるいは結婚式を挙げずに市役所に婚姻届を提出するだけでは済まない。この点では、イスラエルのすべてのユダヤ人がユダヤ教徒である。

は、立場に応じて異なるだけではなく、相互に衝突する基準があるのが現状である。しかも、ユダヤ人か否かの基準を定め、その基準によって判断する主体は、イスラエル内務省だったり、正統派、保守派、改革派（各宗派のさらなる分枝も存在する）といったそれぞれの宗教団体だったりしているが、要は、組織（集団）の側であり、個人はその決定に従わざるを得ず、個人には個人的選択の自由がないというものであった。

（2）閉じた社会と開かれた社会

ポパーが開かれた社会と閉じた社会の対比を最初に論じたのは、かれの政治哲学・社会哲学の主著『開かれた社会とその敵』であるが、ここで問題にしている、民主制と（基本的人権の尊重に価値を置く）開かれた社会との関係を明確にしたのは、かれの論文「開かれた社会と民主国家—1963年」なので、ここではこの論文を用いて、「開かれた社会」の特徴を抽出したいと思う。ポパーによれば、開かれた社会とはある形態の社会生活のことであり、その社会生活は次のような諸価値を奉ずるといふ。すなわち、自由や寛容や正義や市民による知識の自由な追求、知識を広める権利、価値や信念の市民による自由な選択、市民による幸福の追求のような、伝統的にそうした社会において大切にされている価値（人間の自由、自由な個人からなる自由な社会、個人々の解放は、究極的価値としてではないにせよ、それ自体として価値あるもの）である。それに対し、個人ではなく集団・全体に価値が置かれる閉じた社会では、上記の諸価値は尊重されるどころか、抑圧されたり剥奪されたりする。ポパーは、閉じた社会を部族的・集団主義的・呪術的社会として、開かれた社会を個人が個人的決定に直面する社会として特徴づけた⁶¹。

ポパーが開かれた社会を、あれかこれかの単純な二分法（dichotomy）として、普遍的・個人主義的・科学的社会だと規定しなかったのには、深い含蓄がある。開かれた社会においても、部族的・集団主義的・呪術的側面が存在するので、仮に部族的・集団主義的・呪術的側面のまったくない普遍的・個人主義的・科学的社会を開かれた社会として規定した場合、開かれた社会は（どこにも存在しない）ユートピアになってしまい、既存の社会はすべて閉じた社会になるからである⁶²。ポパーが、開かれた社会を「個人が個人的決定に直面する」社会として規定したのは卓見で、ここでの議論にもおおいに役立つ。個人々は、あらゆる事柄において個人的決定に直面し、自由に決定・選択できるというわけではないが、選択可能なはずの自由が不当に制限されているにもかかわらず、その制限が逆に正当化されるような社会は、「開かれた社会」とは言えないだろう。（ポパーによる開かれた社会の特徴に注目することによって）日常的な社会生活に関して、各人が個人の立場から個人的決定に直面しているかどうか自問自答する機会が得ら

⁶¹ Karl Popper, *The Open Society and Its Enemies*, London: Routledge & Kegan Paul, 1974, Vol. I, p. 173.

⁶² 開かれた社会と閉じた社会の対比が単純な二分法ではないことの指摘とそれに関連する考察については、拙稿、Kiichi Tachibana, *Criticism and Surreptitious Changes, Learning for Democracy*, Vol. 2, No. 1, 2006, pp. 49-58.

れるというきわめて実践的かつ効果的な意義をもっているのだ。

現実社会の自己のアイデンティティとは、自分の拠って立つ基盤⁶³を各人が選択することで成立するものであろうが、そのアイデンティティの選択が個人の自由にならないのが、この「ユダヤ人／非ユダヤ人問題」である。

(3) ムヌーキンの自己選択に基づく包括的基準の提案

本章(1)の最後で、「ユダヤ人か否かの基準を定め、その基準によって判断する主体は…組織(集団)の側であり、個々人はその決定に従わざるを得ず、個々人には個人的選択の自由がない」と述べたが、私見によれば、このような従来の基準の「コペルニクスの転回」ともいうべき、しかも、ポパーの開かれた社会の特徴に合致する基準を提唱したのが、ロバート・H・ムヌーキン(1942-)である。交渉法の専門家のムヌーキンはハーバード・ロー・スクールの法学教授だが、不可知論者で非宗教的なユダヤ系アメリカ人である。

これまで唱えられてきた各基準はそれぞれ問題・困難を抱えており⁶⁴、(すべてのひとを納得させるような)ユダヤ人と非ユダヤ人の明快な線引きを行うことが不可能だと悟ったムヌーキンは、大テント・アプローチ(Big-Tent approach)という独自の包括的な基準を提案している⁶⁵。この基準は個人の側からのもので、個人の選択によってユダヤ人を公的に自認する者(public self-identification)は誰でも、その選択理由は問わずに、ユダヤ共同体全体(大テント)に受け容れるべきであり、他方、個人の選択により自分をユダヤ人とはみなさない者⁶⁶についてはユダヤ人ではないとする本人の選択

⁶³ ここで「基盤」という言葉を用いたが、この基盤は絶対的なものではない。それどころか、基盤を絶対化するほうが危険である。絶対的基盤を喪失した場合、自殺しか道はないと思っただけで、逆に基盤を死守しようとして、その基盤を揺るがしているとみなした他者を敵視し、攻撃・排除したり、あるいはその両面を含む「自爆テロ」を行ったりしてしまうかもしれない。唯一のアイデンティティではなく、複数の相対的なアイデンティティを保持しているほうがむしろ健全で望ましいのだ。

⁶⁴ 問題・困難の要点は、一方では、ユダヤ的なものに魅かれユダヤ人を自認している者を何らかの基準に従って「ユダヤ人」から排除してしまう過小包摂(underinclusion)と、他方では、自らの意思で非ユダヤ人を選択した者をユダヤ人の母親から生まれたというだけであくまでも「ユダヤ人」だとしてしまう過大包摂(overinclusion)にある。

⁶⁵ Mnookin, *op. cit.*, pp. 115-127, 221-228. ムヌーキンは、自分の提案をアメリカにおけるユダヤ人問題に限定しているが、アメリカにとどまらずイスラエル(その他)でも適用可能になるかもしれない。とはいえ、ハラハ基準に固執する正統派ユダヤ教しか公認されていないイスラエルではきわめて困難な状況であるのも事実である。しかし、困難(difficulty)と不可能(impossibility)は異なるので、困難・障害が克服されて可能になるかもしれない。イスラエルで保守派や改革派が公認され、個人の自由な選択肢が増えるようになるかもしれない。そこ結果、例えば、母親がユダヤ人でなくても、改宗する必要もなく自動的にユダヤ人として認められるようになるかもしれないのだ。

⁶⁶ 前者の事例が、注27で言及したダニエル修道士の場合である。ムヌーキンの提案によれば、イスラエルはかれをユダヤ人として歓迎すべきだったということになる。Mnookin,

を尊重すべきであるという基準である。こうして多様なユダヤ人意識をもつひとひとが、ユダヤという大きなテントのなかに包摂される。次に、あくまでもこの大テントのなかにおいてであるが、いろいろなユダヤ組織や団体はそれぞれ、その構成員や参加の資格について独自の要件を設定する自由も保障される、とも提案する。この基準の革命性は、ユダヤ人か非ユダヤ人かを選択する主体は他ならぬ本人であるという「個人の選択の自由」を最優先にしている点にある⁶⁷。この提案を、ムヌーキンは、ユダヤ教の中心概念の一つである「選民・選ばれた民 (*chosen people*)」を文字って「選ぶ民 (*choosing people*)」と巧みに表現している⁶⁸。

ムヌーキン自身、この提案が将来、ユダヤ人（および非ユダヤ人）の間で速やかに受容されるようになることを確信しているわけではないが、ユダヤ人ひとりひとりに、あるいは何らかのユダヤ文化に魅力を感じている非ユダヤ人ひとりひとりに自問自答を求め、議論を喚起していることは間違いないだろう。ムヌーキンの提案が受容され機能する社

ibid., pp. 104-110. 後者の事例が、アイデンティティ理論の提唱者として有名なエリク・エリクソン (1902-1994 年) の場合である。ムヌーキンはエリクソン自身のアイデンティティ・クライシスを詳細に分析している。母親がユダヤ人で、しかもバル・ミツヴァ (ユダヤ教の 13 歳の成人式) まで行っていたからといって、エリクソンは、自分の意に反してまでも、永遠にユダヤ人のまま留まり、ユダヤ人のアイデンティティを保持し続ける運命を背負わなければならないのだろうか？ユダヤ人から身を引いてはいけないのか？とムヌーキンは問い、ユダヤ人ではなくなる選択を尊重すべきだと述べている。*Ibid.*, pp. 11-30. 後者の事例で、もう一つ興味深いのが、アメリカ初の女性国務長官になったマデレーン・オルブライト (1937-) の場合である。彼女の発言が真実であれば、自分の出自がユダヤ人だったという事実を知ったのは、国務長官に指名された 1996 年、59 歳の時で、それまでずっと彼女は「チェコスロバキア出身のカトリック」だと思っていたという (傍点引用者)。ユダヤ人の出自が明らかになった途端に、ユダヤ人であることを他者からだけではなく自らも認めなければならないのだろうか？ムヌーキンの答えは真逆で、オルブライトは自分自身をユダヤ人だとは思っていないのだから、「ユダヤ人」のレッテルを貼るべきではないというものである。*Ibid.*, pp. 39-44. ムヌーキンの提案を頑なに拒否するのが、ハラハの母系性の基準に他ならない。

⁶⁷ 注 25 で言及したアガシの “Whoever wants to be a Jew is a Jew.” という発言はまさにこの基準の表明であった。さらにムヌーキンは、この逆方向 (非ユダヤ人) の選択の自由も明確に述べている点にも注目すべきである。*Ibid.*, p. 123. イスラエルのユダヤ人アウロンも、先行者 (哲学者ナタン・ローテンシュトライヒ (1914-1993 年)、作家アブラハム・B・イエホシュア (1936-)、作家アモス・オズ (1939-2018 年) 等) に言及しながら「主観的 (主体的) ユダヤ人」という言葉を用いて、個々人によるアイデンティティ選択の自由の価値とその自由選択の可能性に気がつくような主体性を育む教育の重要性を強調している。Auron, *op. cit.*, pp. 23-27. しかし、残念ながら、個々人の自由な選択を阻害するどころか、自由を奪い強制している原因の究明・除去の試みまでは行われていない。

⁶⁸ 「選ばれること」と「選ぶこと」の対比は、〇〇人であるかどうかは名付けられるものではなく、名乗るものだという発想である「名付け」と「名乗り」の対比に符合している。「名付け」と「名乗り」のまさに重要な区別立てについては、川上郁雄、「ベトナム系日本人——「名付けること」と「名乗ること」のあいだで」、駒井洋監修、佐々木てる編著、『マルチ・エスニック・ジャパニーズ』、明石書房、2016 年、168-184 ページ。

会になったあかつきには、その社会は、選択の自由がもう一つ増えた点で、さらに「開かれた社会」になったと言えるであろうが、その道のりは遠く険しいのが現実である。

ところが、市川は、「ユダヤ人自身、自分は何者かを再確認し、自覚することから始めねばならない状況が生まれている。ユダヤ人という「前提」自体、もはや「選択肢」の一つとなったのが現代である。その選択肢の前に立つ人は、いまの自分があるのはラビ・ユダヤ教の存在を通してであることを確認する一方、ユダヤ教を捨てるにせよ、ユダヤ教を守り続けるにせよ、どうあるべきかはすべて自分で決められるようになった。また、改宗制度によって非ユダヤ人にもユダヤ人となる道が許されている。そういう意味で、「ユダヤ人」という選択肢は未来に開かれているといえる」と述べている⁶⁹。この発言は、ポパーによって定式化された意味での「開かれた社会」の特徴を明確に捉えた表現となっている⁷⁰。もしこの発言が事実であり、イスラエル国内外のユダヤ人にとって、そのひとがそれを望む場合には自由な自己選択が実行可能であるならば、宗教・民族・国家の選択においても「個人が個人的決定に直面する」さらに開かれた社会が実現していることになるだろう。私としては、現実がまさに市川の発言通りであって欲しいものだと強く思う。

しかしながら、現実には、ハラハ基準の問題、帰還法の問題、宗教的強制の問題、イスラエルの宗教婚制度の問題、レオーム問題等で指摘したように、残念ながら、開かれた社会の実現を阻害する要因がいろいろと残っている（因みに、日本もその例外ではない⁷¹）。ハラハの基準によれば、自分の決断で、他の宗教、例えば、カトリックに改宗した

⁶⁹ 市川、前掲書、50-51 ページ。傍点引用者。

⁷⁰ 市川が、ポパー哲学に直接触れたことがあるかどうかは不明だが、ポパーの友人で社会哲学に関して思想的にも近いバーリンには大いに関心があるようである。市川、前掲書、179-181 ページ。市川が推奨しているイグナチエフのバーリン伝には、ポパーと「開かれた社会」への言及が数箇所ある。Michael Ignatieff, *Isaiah Berlin A Life*, London: Vintage, 2000, p. 174, 203, 230, 322, 326. したがって、少なくとも間接的には、ポパーの「開かれた社会」の哲学を知っている可能性が高い。

⁷¹ 日本は日本で、さらに開かれた社会の実現を阻害する要因は数多く残っているが、ユダヤ人問題は日本社会の問題を映す鏡でもある。日本における「国家」概念、「国民」概念、「民族」概念、「市民」概念の解明やそれらの概念の関連性の把握を通して、在日コリアン問題やアイヌ問題、移民政策問題、重国籍問題等を考えるうえでも有意義な視点を提供してくれるであろう。一例だが、日本では、国籍取得が市民権取得なのか民族的同化なのかの区別が曖昧になっている問題がある。佐々木てる、前掲書、20-63 ページから、「明治以来の同化政策の一貫性」をはっきりと見て取ることができる。日本の国籍制度は、「同化包摂モデル」（法務大臣の裁量による密室的・閉鎖的な決定に基づく点では「排他モデル」も含意）に該当する、18、32 ページ。もし日本の十全な市民権（例えば、国政選挙権）を得るために帰化申請して国籍を取得しようとした場合、制度上、元の民族（国家）への帰属意識を喪失し、日本民族への実質的な同化が半ば強制的に求められる仕組みになっているという問題である。例えば、（半ば強制的な）氏名変更があったのだ（1985年の国籍法改正に連動して行われた戸籍法改正によって氏名変更の強制が法的に無効になり、1990年代には、氏名変更の「行政指導」も行われなくなったようだが、63 ページ）。要するに、日本人

としてもユダヤ人は依然としてユダヤ人のままである。人間は誰でも自分の母親を選ぶのは不可能なので、このハラハの基準は、個人がユダヤ人か非ユダヤ人かを選べるどころか、ユダヤ人から永遠に逃れることのできないいわば宿命をユダヤ人に背負わせているのだ。しかも、正統派が、ハラハの基準を再考し改める可能性はきわめて低い。この点でも、イスラエルで保守派や改革派も公認されれば、宿命でなくなる可能性が生じるかもしれないし、ユダヤ教への改宗のハードルも低くなるかもしれない。その結果、個人が個人的決定に直面する選択の範囲が拡大されることになるだろう。とは言っても、改革派ユダヤ教ですら、ムヌーキンの提案を受け容れるのは現時点では難しそうである。というのもシンシナティにあるヘブライ・ユニオン・カレッジ教授のラビ・マーク・ワシヨフスキーは次のように明言しているからである。「ユダヤ人のアイデンティティは、まったくの個人だけによっては決定されない。「私はユダヤ人である」とか「私はユダヤの宗教を受け容れている」と単に宣言するだけではユダヤ人にはなれないのだ。ユダヤ人に生まれるか、あるいはユダヤ共同体によって承認され執行される手続きにしたがってユダヤ人となるかしなければならぬ」と⁷²。

自己選択の自由の可能性を阻害している複雑に絡み合う要因を探って見出し、それら除去する適切な方策を練り上げ、さらには実際に除去する努力をしない限り、自己選択の提言は単なるお題目となり、画餅に過ぎないものとなってしまふ。より開かれた社会の実現には、個々人の不断の努力の積み重ねが求められている。

参考文献

- H. H. ベンサソン編、『ユダヤ民族史』、六興出版、1976-78年
アラン・ウンターマン、『ユダヤ人』、筑摩書房、1983年
アリエル・ビン・ナン、『イスラエル法入門』、法律文化社、1996年
市川裕・白杵陽・大塚和夫・手島勲矢編、『ユダヤ人と国民国家 「政教分離」を再考

とは、もともと日本人か、あるいは日本人に同化した日本系日本人だけであるという固定観念が支配している。しかしながら、実は、「オールドカマー」と呼ばれる、韓国系日本人・朝鮮系日本人（コリア系日本人）等だけではなく、「ニューカマー」と言われる、フィリピン系日本人、ベトナム系日本人等が、日本社会の構成員として生活している。ところが、かれらの出自や文化を棄てて、日本人に同化しない限り、真の「日本人」とは認められないという日本独特の暗黙の前提がある。そもそも「〇〇系日本人」という日本語自体がまだ定着していないと言っても過言ではないからである。駒井洋監修、佐々木てる編著、『マルチ・エスニック・ジャパニーズ』、明石書房、2016年、参照。この差別・排除はほとんど意識されていないので、むしろ、イスラエルのレオーム問題以上かもしれない。

⁷² Rabbi Mark Washofsky, How does Reform Judaism define who is a Jew?, *reformjudaism.org*,

(<https://reformjudaism.org/practice/ask-rabbi/how-does-reform-judaism-define-who-jew>). 傍点引用者。

- する』、岩波書店、2008年
- 市川裕、『ユダヤ人とユダヤ教』、岩波新書、2019年
- シュテファン・ツヴァイク、「昨日の世界」、『ツヴァイク全集』19巻、20巻、みすず書房、1973年
- 佐々木てる、『日本の国籍制度とコリア系日本人』、明石書房、2006年
- 駒井洋監修、佐々木てる編著、『マルティ・エスニック・ジャパニーズ』、明石書房、2016年
- マルクス、『ユダヤ人問題によせて　ヘーゲル法哲学批判序説』、岩波文庫、1979年
- Isaiah Berlin, Benjamin Disraeli, Karl Marx and the Search for Identity, *Against the Current Essays in the History of Ideas*, London: Pimlico, 1979, pp. 252-286.
- Michael Ignatieff, *Isaiah Berlin A Life*, London: Vintage, 2000.
- フロイト、『精神分析入門』下、新潮文庫、1977年
- ピーター・ゲイ、『神なきユダヤ人　フロイト・無神論・精神分析の誕生』、みすず書房、1992年
- Erik H. Erikson, *Identity Youth and Crisis*, New York & London: W. W. Norton, 1968.
- アルバート・アインシュタイン、『アインシュタイン選集』3、共立出版、1972年
- T. K. Oommen, *Citizenship, Nationality and Ethnicity*, Cambridge: Polity Press, 1997.
- Yair Auron, *Israeli Identities Jews and Arabs Facing the Self and the Other*, New York & Oxford: Berghahn Books, 2015.
- Robert H. Mnookin, *The Jewish American Paradox: Embracing Choice in a Changing World*, New York: Public Affairs, 2018.
- Sergio Della Pergola, World Jewish Population, 2018, *The American Jewish Year Book*, ed. by Arnold Dashefsky and Ira M. Sheskin, Dordrecht: Springer, Vol. 118, 2018, pp. 361-452.
- Joseph Agassi, *Liberal Nationalism for Israel Towards an Israeli National Identity*, Jerusalem & New York: Gefen Publishing House, 1999.
- Joseph Agassi, The notion of the modern nation-state: Popper and nationalism, *Popper's Open Society after 50 Years: The Continuing Relevance of Karl Popper*, ed. by Ian Jarvie and Sandra Pralong, London & New York: Routledge, 1999, pp. 182-196.
- Karl Popper, *The Open Society and Its Enemies*, London: Routledge & Kegan Paul, 1974.
- Karl Popper, The open society and the democratic state (1963), *After the Open Society Selected Social and Political Writings*, ed. by Jeremy Shearmur and Piers Norris Turner, London & New York: Routledge, 2008, pp. 231-248. 邦訳、カール・

ポパー、「開かれた社会と民主国家—1963年」、ジェレミー・シアマー／ピアズ・ノリス・ターナー編、『カール・ポパー 社会と政治』、ミネルヴァ書房、2014年

Kiichi Tachibana, Criticism and Surreptitious Changes, *Learning for Democracy*, Vol. 2, No. 1, February 2006, pp. 49-58.

Comparisons between Jews in Israel and the U.S., *Pew Research Center*, March 8, 2016,
(<https://www.pewforum.org/2016/03/08/comparisons-between-jews-in-israel-and-the-u-s/>).

Rabbi Mark Washofsky, How does Reform Judaism define who is a Jew?, *reformjudaism.org*,
(<https://reformjudaism.org/practice/ask-rabbi/how-does-reform-judaism-define-who-jew>).

Moshe Gorali, So this Jew, Arab, Georgian and Samaritan go to court...The state denies there is any such nationality as 'Israeli', *HAARETZ. Com*, December 28, 2003, (<https://www.haaretz.com/misc/article-print-page/1.4803817>).

Stephen Adams, Einstein letter shows disdain for religion, *The Telegraph*, May 13, 2008,
(<https://www.telegraph.co.uk/news/1951333/Einstein-thought-religions-were-childish.html>).

Batsheva Sobelman, No such thing as 'Israeli nationhood,' country's Supreme Court says, *Los Angeles Times*, October 3, 2013,
(<https://www.latimes.com/world/worldnow/la-fg-wn-israel-nationhood-20131003-story.html>).

Yedidia Z. Stern and Jay Ruderman, Op-Ed: Why 'Israeli' is not a nationality, *Jewish Telegraphic Agency*, March 3, 2014,
(<https://www.jta.org/20140303/opinion/op-ed-why-israeli-is-not-a-nationality>).

Gil Ronen, MK Feiglin: Are We Jews or Asterisks?, *Arutz Sheva*, *Israelnationalnews.com*, October 21, 2014,
(<http://www.israelnationalnews.com/News/News.aspx/186387>).

Glenn C. Altschuler, Unorthodox Judaism in the U.S., *Jerusalem Post*, April 17, 2019, (<https://www.jpost.com/Magazine//Who-is-a-Jew-576934>).

2019年8月31日最終更新